

国鉄改革完遂！
当たり前前の労働運動
を前進させよう！

JR東海労に
結集しよう！

J R
東海労

静岡

JR東海労働組合静岡地方本部
静岡市葵区黒金町68
NTT 054-284-3608
FAX 054-284-6365
発行責任者 植松 昌彦
2018年2月 2日 No. 10

本当に年休で診断書必要なの？

労働基準監督署からアドバイス！

パート1

みなさん！私傷病で5日を超え休む場合、たとえ年休で休んでも会社は診断書の提出を求めてきます。高額な診断書提出が経済的負担となったことはありませんか？年休は、憲法や労働基準法で定められ、私たち労働者に与えられた権利です。その権利を行使する（年休を使う）ために、書面で申込理由（診断書）を提出することが必要なのか疑問を感じたことはありませんか。そんな、疑問に労基署からアドバイスをいただきました。

労働基準監督署のアドバイス

組 合：勤務表で年休が入っている場合でも診断書提出は必要ですか？

労基署：いません。大手の企業ですと会社が独自に法律で定められた有給休暇

以上のものを付与したりする場合があります。そういうものにいろいろ条件をつけてくることはあり得ます。それは法律を上回る部分ですので、かわないのですが、そうではなく、**法律上の今持っている有給休暇を使うにあたっては診断書はいらぬです。**

2年以上経って失効してしまうものをキープしておいて（保存休暇）、それを使うにあたっては病気の時なら使っていいよとなっているのならば診断書を出すということは分ります。しかし、**法律で定められている有給休暇のことであれば、診断書はいらぬです。**